

報道発表資料
平成22年1月28日
気象庁

予報業務許可事業者に対する指導について

平成22年1月28日、予報業務許可事業者である株式会社ウェザーニューズに対し、下記の点について指導を行いました。詳細は別紙のとおりです。
なお、参考としてこれまでの経緯を添付します。

記

平成21年台風第18号に係る広報等の改善について

[本件に対する問い合わせ先]

気象庁総務部民間事業振興課

代表03-3212-8341（内4221）

別紙1

気民第170号
平成22年1月27日

株式会社ウェザーニューズ
代表取締役社長 草開千仁 殿

気象庁総務部長 福内直之

平成21年台風第18号に係る貴社の広報等の改善について

当該台風に係る10月8日3時～6時の中心位置について、気象庁が公表した確定値は速報値と同一であり、その旨をこれまで貴社に対して説明してきた。

しかしながら、貴社は本年1月6日付けの報道発表資料において、あたかも当庁が確定値において経路を変更したかのような発表を行った。これに対し当庁は重ねて事実と異なることを指摘したにもかかわらず、なお貴社は、度分単位で表現した速報値の位置と0.1度単位で表現した確定値の位置を比較し台風の経路は西にずれているとの主張に拘泥し、依然として確定経路に速報値と違いがあるとの認識を有している旨当庁に対し主張を続けている。

貴社も承知されているとおり、当庁では過去半世紀以上にわたって国際標準である0.1度単位での表現と国内で定着している度分単位(5分刻み)に変換した表現を併用している。両者は数値の有効桁数の範囲で同一のものとして取り扱われている。このような事実を事実として受け入れることを拒み、あたかも当庁が経路の確定値を変更したかのような主張をし続け訂正を行わないことは、予報業務許可事業者としてまことに不適切であり、早急に是正する必要がある。

ここで指摘した事実は、気象業務法が予報業務許可事業者に求める技術的な要件に係る問題であり、ひいては予報業務全般に対する国民の信頼を損ないかねないものと思料する。従って、事実と異なる対外的な主張は早急に訂正するとともに、今後、同様の問題が生じないよう広報を中心として社内管理体制の見直しを図るよう求める。

以上